

セカンドハーベスト・ジャパン

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパンの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

平成29年1月1日より実施

セカンドハーベスト・ジャパン
Second Harvest Japan (2HJ)

就業規則

第1章 総則

第1条 目的

本就業規則(以下「本規則」という。)は、労働基準法(以下「労基法」という。)第89条に基づきセカンドハーベスト・ジャパン(以下「当団体」という。)の従業員(以下に定義する。)の就業に関する条件並びに従業員が遵守すべき事項を定めるものである。

第2条 適用範囲

本規則は、当団体の従業員に適用する。

- 2 従業員とは、当団体の採用の手続きを経て、当団体に就業する者をいう。当団体のパートタイム従業員の就業に関する条件については、別に定めるところによる。
- 3 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、本規則を適用する。

第3条 規則の遵守

当団体は、本規則に定める労働条件により、従業員に就業させる義務を負う。また、従業員は、本規則を遵守しなければならない。

第4条 守秘義務

従業員は、当団体の事業に関する全ての情報、当団体に関係する施設及び顧客並びに取引先等関係者等の機密を保持しなければならない。

- 2 団体の活動を行う上で使われる全ての情報(電磁的及び物理的媒体並びに方法等で記録された写真、録音物、メール、出版物並びに業務に関する書類等)に関する一切の権利は当団体に帰属する。

第2章 雇用、異動等

第5条 雇用

雇用を判断するため、従業員は本採用前に健康診断を含めその他試験を受けることを要求することがあり、これに合格した者を雇用する。

2 採用時の提出書類

従業員は、要請に応じて以下の書類を当団体に提出する。

- (1) 住民票記載事項証明書(個人番号が記載されていないもの。)
- (2) 基礎年金資格証明書(年金番号が記載された年金手帳)
- (3) 雇用被保険者証
- (4) 査証(ビザ)及び労働許可の詳細(もし必要あれば)。

第6章 賃金

第28条 賃金の構成

賃金の構成は以下のとおりとする。

- 一 基本給
- 二 役職手当
- 三 割増賃金
 - (1) 時間外労働割増賃金
 - (2) 休日労働割増賃金
 - (3) 深夜労働割増賃金
- 四 通勤手当

第29条 基本給

従業員の基本給は、従業員の能力・経験、現在の地位・責任及びその他関連事項を考慮の上、各人別に決定する。

第30条 割増賃金

時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次事項の計算方法により支給する。

- 一 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
 - (1) 時間外労働45時間以下…25%
 - (2) 時間外労働45時間超～60時間以下…35%
 - (3) 時間外労働60時間超
 - (4) (3)の時間外労働のうち代替休暇を取得した時間…35%(残り15%の割増賃金は代替休暇に充当する。)
 - 二 1年間の時間外労働の時間数が360時間を超えた部分については、40%とする。この場合の1年は毎年1月1日を起算日とする。
 - 三 時間外労働に対する割増賃金の計算において、前記各項のいずれにも該当する時間外労働の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。
- 2 割増賃金は次の算式により計算して支給する。
- (1) 月給制の場合
 - ① 時間外労働の割増賃金

$$\frac{\text{基本給} - \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間以下の部分)

$$\frac{\text{基本給} - \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間超～60時間以下の部分)

$$\frac{\text{基本給} - \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.50 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月60時間を超える部分)

$$\frac{\text{基本給} - \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.40 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1年360時間を超える部分)

$$\frac{\text{基本給} - \text{第34条第2号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

② 休日労働の割増賃金(法定休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} - \text{第34条第3号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

③ 深夜労働の割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

(2) 時間給制の場合

① 時間外労働の割増賃金

$$\left[\frac{\text{時間給} - \frac{\text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}}}{\text{時間給}} \right] \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間以下の部分)

$$\left[\frac{\text{時間給} - \frac{\text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}}}{\text{時間給}} \right] \times 1.35 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間超～60時間以下の部分)

$$\left[\frac{\text{時間給} - \frac{\text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}}}{\text{時間給}} \right] \times 1.50 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月60時間を超える部分)

$$\left[\frac{\text{時間給} - \frac{\text{第34条第1号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}}}{\text{時間給}} \right] \times 1.40 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1年360時間を超える部分)

$$\left(\begin{array}{l} \text{② 休日労働の割増賃金} \\ \text{第34条第2号に定める割増賃金相当額} \\ \text{時間給} - \frac{\text{第34条第2号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \end{array} \right) \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{③ 深夜労働の割増賃金} \\ \text{第34条第3号に定める割増賃金相当額} \\ \text{時間給} - \frac{\text{第34条第3号に定める割増賃金相当額}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \end{array} \right) \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

(3) 日給制の場合

① 時間外労働の割増賃金

(時間外労働時間が1か月45時間以下の部分)

$$\left(\begin{array}{l} \text{日給} \quad \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額} \\ \text{1日の所定労働時間数} \quad \text{1か月の平均所定労働時間数} \end{array} \right) \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間超～60時間以下の部分)

$$\left(\begin{array}{l} \text{日給} \quad \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額} \\ \text{1日の所定労働時間数} \quad \text{1か月の平均所定労働時間数} \end{array} \right) \times 1.35 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月60時間を超える部分)

$$\left(\begin{array}{l} \text{日給} \quad \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額} \\ \text{1日の所定労働時間数} \quad \text{1か月の平均所定労働時間数} \end{array} \right) \times 1.50 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月360時間を超える部分)

$$\left(\begin{array}{l} \text{日給} \quad \text{第34条第1号に定める割増賃金相当額} \\ \text{1日の所定労働時間数} \quad \text{1か月の平均所定労働時間数} \end{array} \right) \times 1.40 \times \text{時間外労働の時間数}$$

② 休日労働の割増賃金

$$\left(\begin{array}{l} \text{日給} \quad \text{第34条第2号に定める割増賃金相当額} \\ \text{1日の所定労働時間数} \quad \text{1か月の平均所定労働時間数} \end{array} \right) \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

③ 深夜労働の割増賃金

$$\left(\begin{array}{l} \text{日給} \quad \text{第34条第3号に定める割増賃金相当額} \\ \text{1日の所定労働時間数} \quad \text{1か月の平均所定労働時間数} \end{array} \right) \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

1日の所定労働時間数

1か月の平均所定労働時間数

- 3 前項の1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
(365 - 年間所定休日日数) × 1日の所定労働時間

12

第31条 通勤手当

通勤手当は、月額25,000円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。尚、月中に退職の場合は日割り計算による払い戻し額の返金を要する。

第32条 賃金の計算方法・期間及び支払時期

賃金の計算は、毎月1日から当月末日までの期間を1計算期間とし、翌月の10日に前月末日を最終日とする計算期間の賃金を支払う。支払の際、法令により定められた額を控除する。

- 2 前項に定める支払日が休日にあたる場合、支払はその前営業日に行う。
3 第1項の計算期間の途中で採用された労働者又は退職した労働者については、月額の賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第33条 賃金の支払と控除

賃金は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

- 2 前項について、従業員が同意した場合は、従業員本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込みにより賃金を支払う。
3 次に掲げるものは、賃金から控除する。
(1) 源泉所得税
(2) 住民税
(3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

第34条 固定残業代の定め

従業員の基本給には、次に定める割増賃金相当額を含むものとする。毎月の現実の時間外労働、休日労働又は深夜労働の時間数がそれぞれ以下に定める時間に満たない場合であっても基本給は減額しないが、以下に定める時間を超えた場合には、本規則及び法令等に基づき割増賃金を加算して支給する。

- (1) 第30条第2項第1号①、第2号①及び第3号①に定める時間外労働割増賃金のうち、月45時間分の時間外労働(割増率1.25)に対する割増賃金相当額
(2) 第30条第2項第1号②、第2号②及び第3号②に定める休日労働割増賃金のうち、月10時間分の時間外労働(割増率1.35)に対する割増賃金相当額
(3) 第30条第2項第1号③、第2号③及び第3号③に定める深夜労働割増賃金のうち、月10時間分の深夜労働(割増率0.25)に対する割増賃金相当額

第35条 代替休暇

当団体は1か月の時間外労働が60時間を超えた労働者に対して、労使協定に基づき、次により代替休暇を与えるものとする。

- 2 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締切日の翌日から起算して、翌々月の賃金締切日までの2か月以内に取得する事。
- 3 代替休暇は、半日又は1日で与える。この場合の半日とは、午前(10:00~13:45)又は午後(14:45~18:30)のことをいう。
- 4 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える時間外労働時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率50%から代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率35%を差し引いた15%とする。また、従業員が代替休暇を取得した場合は、取得した時間数を換算率(15%)で除した時間数については、15%の割増賃金の支払を要しないこととする。
- 5 代替休暇の時間数が半日又は1日に満たない端数がある場合には、その満たない部分についても有給の休暇とし、半日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、前項の割増賃金の支払を要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数を上回って休暇とした部分は算定せず、代替休暇の時間数のみで計算することとする。
- 6 代替休暇を取得しようとする者は、1か月に60時間を超える時間外労働を行った月の賃金締切日の翌日から5日以内に、会社に申し出ることができる。代替休暇取得日は、従業員の意向を踏まえ決定することとする。
- 7 当団体は、前項の申出があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される割増賃金を除いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に取得がされなかった場合には、取得がされないことが確定した月にかかる賃金支払日に残りの15%の割増賃金を支払うこととする。
- 8 当団体は、第6項に定める期間内に申出がなかった場合は、当該月に行われた時間外労働にかかる割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、第6項に定める期間内に申出を行わなかった従業員から、第2項に定める代替休暇を取得できる期間内に改めて代替休暇の取得の申出があった場合には、当団体の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月にかかる賃金支払日に過払分の賃金を精算するものとする。

第36条 休暇等の賃金

- 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働した時に支払われる通常の賃金を支払う。
- 2 産前産後の休業期間、育児期間、生理休暇、母子健康管理の為の休暇は無給とする。裁判員の為の休暇期間については無給とする。また、育児・介護休業、子の看護休暇等については、別途「育児・介護休業等に関する規則」で定める。
 - 3 第41条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

第37条 臨時休業の賃金

当団体の都合により、所定労働日に従業員を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

第38条 年次有給休暇

年次有給休暇日数の計算の際は、育児・介護休業中の実労働日数も算入する。

第39条 欠勤等の取扱い

欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする。

(1) 月給の場合

基本給 ÷ 1ヵ月平均所定労働時間数

(1ヵ月の平均所定労働時間数は第29条第3項の算式により計算する。

(2) 日給の場合

基本給 ÷ 1日の所定労働時間数

第40条 給与の改定

給与の改定(昇給・降給)は、勤務成績のほか当団体の業績の状況等を考慮して、毎年1月1日をもって行うものとする。ただし、当団体の業績の状況等を考慮して行わないことがある。また、特別に必要なある場合は臨時に給与改定を行うことがある。

2 昇給額及び降給額は、従業員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第7章 休職

第41条 休職

従業員が次のいずれかに該当するときは、所定の期間休職とする。

(1) 業務外の傷病により従業員が継続、断続を問わず2か月を超え、なお療養の必要が有るため勤務できないとき、当団体は従業員に対し第43条の期間休職を指図することができるものとする。

(2) 前号の他、特別な事情があり休職させることが適当と認められた時、その必要な期間。

第42条 傷病休暇

傷病により3日を超えて欠勤する場合は、医師による診断書を当団体に提出する(その後従業員に返還する)。健康上の理由により長期欠勤する場合は新たな診断書を要する。その場合、従業員は医師の承認がない限り職場復帰をしない。医師の診断書及び当団体の承認があれば、年間15日までの傷病による欠勤は有給休暇とみなす。但し、未使用の傷病休暇を翌年度に繰越すことはできないものとする。

2 上記にかかわらず、傷病休暇・職場復帰・賃金の継続支払の妥当性につき判断するために、当団体は随時従業員に対し、医師の診断書を提出するか、又は当団体の費用で当団体が指定する医師の診察を受けるものとする。また、当団体が当該従業員の状況について複数の医師の診断による検討を必要と判断した場合、従業員は別途当団体が指定する医師の診断を受けるものとする。

3 無給休暇の申請は、当団体の休暇規定に従い承認されるものとする。

第43条 休職期間

業務に起因するものを除く傷病により従業員が連続2か月以上欠勤する場合、当団体は従業員に対し、以下の期間休職するよう指図することができるものとする。

欠勤初日時点の勤続期間	休職期間
3年未満	2か月
3年～5年未満	3か月
5年～10年未満	6か月
10年以上	12か月

セカンドハーベスト・ジャパン
Second Harvest Japan (2HJ)

パートタイム従業員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、セカンドハーベスト・ジャパン（以後当団体という）就業規則第1章第2条に基づき、パートタイム従業員の労働条件、服務規律その他就業に関することを定めるものとする。

2 本規則に定めないことについては、パートタイム従業員以外の当団体における従業員（以下「正社員」という。）を対象とする当団体の就業規則（以下「正社員就業規則」という。）及び労働基準法その他の関係法令に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、正社員就業規則第21条に定める特別休暇その他の本規則に定めのない休暇及び休業については、法令によりパートタイム従業員に対しても適用が義務付けられるものを除き、パートタイム従業員には適用しないものとする。

(定義)

第2条 本規則において「パートタイム従業員」とは、第2章の定めにより採用されたもので所定労働時間が1週間28時間以内又は一ヵ月110時間以内の契約内容で採用されたものをいう。

(規則の遵守)

第3条 当団体及びパートタイム従業員は、本規則を守り、お互いに協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用及び労働契約

(採用)

第4条 当団体はパートタイム従業員の採用に当たっては、就職希望者のうちから選考して採用する。

(労働時間)

第5条 当団体は労働契約の締結に当たって期間の定めをする場合には、1年の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮の上各人別に決定し、別紙のパートタイム雇用契約書で示す。

2 前項の場合において、当該労働契約の期間満了後における当該契約に関わる更新の有無を別紙の雇用契約書で示す。

3 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、以下の事項とする。

- ① 契約期間満了時の業務量により判断する。
- ② 当該パートタイム従業員の勤務成績、態度により判断する。
- ③ 当該パートタイム従業員の能力により判断する。
- ④ 当団体の運営状況により判断する。

助産師（以下「医師等」という。）の指示がある場合は、その指示による回数を認める。

- ① 妊娠23週まで 4週間に1回
- ② 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
- ③ 妊娠36週以降 1週間に1回

2 妊娠中のパートタイム従業員に対し、通勤時の混雑が母体の負担になると認められる場合は、本人の請求により始業時間を30分繰下げ、終業時間を30分繰上げることを認める。ただし、本人の請求により合計1日1時間以内を限度として繰下げ又は繰上げ時間の調整を認める。

3 妊娠中のパートタイム従業員が業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、本人の請求により所定の休憩以外に適宜休憩をとることを認める。

4 妊娠中及び出産後1年以内のパートタイム従業員が、健康診査等を受け医師から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするために次のことを認める。

- ① 作業の軽減
- ② 勤務時間の短縮
- ③ 休業

（育児休業、介護休業等）

第17条 育児・介護休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関しては、「育児・介護休業等に関する規則」の定めるところによる。

第6章 賃金

（賃金）

第18条 賃金は、次のとおりとする。

- ① 基本給 時間給又は日給とし、職務内容、成果、能力、経験等を考慮して各人別に決定する。
- ② 諸手当（以下に定めのない手当はパートタイム従業員に支給しないものとする。）
 - 通勤手当 通勤に要する実費を支給する。ただし、自転車や自動車などの交通用具を使用しているパートタイム従業員については、別に定めるところによる。
 - 所定時間外労働手当 第9条第1項の所定労働時間を超えて労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

（1） 1か月60時間以下の時間外労働について

基本給（日給の場合は日給を1日の所定労働時間数で除した額。以下同じ。） $\times 1.25 \times$ 時間外労働時間数

（2） 1か月60時間を超える時間外労働について

基本給 $\times 1.50 \times$ 時間外労働時間数

休日労働手当 第10条の所定休日に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

基本給 $\times 1.35 \times$ 休日労働時間数

深夜労働手当 午後10時から午前5時までの間に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

基本給 $\times 1.25 \times$ 深夜労働時間数

(休暇等の賃金)

第19条 第13条第1項で定める年次有給休暇については、所定労働時間したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 第14条で定める産前産後の休業期間については、無給とする。
- 3 第15条第1項で定める育児時間については、無給とする。
- 4 第15条第2項で定める生理日の休暇については、無給とする。
- 5 第16条第1項で定める時間内通院の時間については、無給とする。
- 6 第16条第2項で定める退出、早退により就業しない時間については、無給とする。
- 7 第16条第3項で定める勤務中の休憩時間については、無給とする。
- 8 第16条第4項で定める勤務時間の短縮により就業しない時間及び休業の期間については、無給とする。

(欠勤等の扱い)

第20条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は、15分単位とする。

(賃金の支払い)

第21条 賃金は、1日から当月末日までの分について、翌月8日（支払日が休日にあたる場合はその前日）に通貨で直接その金額を本人に支払う。

2 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③雇用保険及び社会保険の被保険者については、その保険料の被保険者の負担分
- ④その他、従業員の過半数を代表する者との書面による協定により控除することとしたもの

(昇給)

第22条 成績優秀と当団体の認めるパートタイム従業員については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し、年に1回、適切な時期を考慮して昇給を行うことがある。

(退職金)

第23条 退職金は支給しないものとする。

第7章 定年、退職、雇止め及び解雇

(定年)

第24条 パートタイム従業員の定年は当団体従業員と同じく、満65歳をもって定年とし、定年に達した日の属する月の月末をもって退職とする。

2 前項の規定に関わらず、定年に達した者であっても、次のすべての基準を満たしていると当団体が判断した場合には再雇用することがある。但し、再雇用期間の終期は満70歳に達する日までとする。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン	事業年度	2019年1月1日～ 2019年12月31日
-----	----------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会員受取会費	74,000 円
受取補助金	5,095,000 円
受取寄附金	105,992,430 円
寄贈食品受入評価益	1,073,085,336 円
ボランティア受入評価益	38,465,664 円
講演・取材等事業収益	958,235 円
協力金	5,962,597 円
協賛金	2,300,000 円
受取利息	17,798 円
雑収益	198,481 円
	円
	円
	円
	円
合 計	1,232,149,541 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	2019年1月1日 ～2019年12月31日	6人	0人	0%	0人	0%
㉗	年月日～年月日	人	人	0%	人	0%
㉘	年月日～年月日	人	人	0%	人	0%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉚	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉛	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	特許	
ガードナー・リチャード・アルヴィン		理事長		0							平成25年2月23日就任
ベーレス・ジャー・クレヴェン		理事		0							平成18年11月11日就任
ガスキンス・トレーシー・リーランドⅢ		理事		0							平成24年3月17日就任
エリック・ゴールドデン		理事		0							平成27年2月26日就任
ウルフガンク・ビエール		理事		0							平成30年7月1日就任
山本 俊正		監事		0							平成25年2月23日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	Excel 使用 ルーズリーフ	毎日	7年
総勘定元帳	会計ソフト(経理上手くんα) ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(経理上手くんα) ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	会計ソフト(給与上手くんα) ルーズリーフ	月一回	7年
固定資産台帳	会計ソフト(ICS) ルーズリーフ	年一回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							レ
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		レ				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同 意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄					
	レ					
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	レ					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄	
	レ	
事業年度		設立年月日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	セカンドハーベスト・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
------	--	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ